

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額
名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第五十回） 財務大臣 谷垣 禎一	法律及びその 十四号（昭和二十二年法律第三十四号） 十四号（昭和二十二年法律第三十四号） 十七年度における財政運営のた めの公債の発行の特例等に関する 法律（平成十七年法律第十九号） 第二十一条並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号） 第五十一条	振替法の適用等 成十三年法律第七十五号。以下 成十三年法律第七十五号。以下の 振替法「という。」の規定の適用 を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	発行方法 日本郵政公社による国債の募集 の取扱い及び取得による発行 の取扱い及び取得による発行	発行額 額面金額で三百億円 うち、財政法第四十一条の規 定に基づき発行する利付国債に ついては、額面金額で四十億 九千九百五十万円、平成十七 年度における財政運営のため の公債の発行の特例等に関する 法律第二条第一項の規定に基づき

財務省告示第四百十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平
 成十七年十月二十五日に発行する利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十七年十月二十四日

六 払込金額
 七 最低額面金額
 八 振替単位
 九 発行日
 十 集約価格
 十一 利率
 十二 経過利子の払込み

発行する利付国債については、
 額面金額で百七十億九千八百
 二十万五千円、国債整理基金特別
 会計法第五十一条の規定に基
 づく発行する利付国債に
 ついては、額面金額で八十億二
 百二十万五千円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 額の整数倍の金額によるものと
 する。

平成十七年十月二十五日
 額面金額百円につき百円一銭

(一) 日本郵政公社総裁は、払込金
 額に追加、次の算式により算
 出した金額を第十九号に規定
 する期日に払い込むものとす
 る。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{35}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収される
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 について、前記(一)の算式によ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額(た

十三 初期利子

ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受けける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

平成十八年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.8}{2} \times 1$$

十四 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金額
十六 償還金額
十七 元利支

平成二十二年九月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

十八 募集期間

平成十七年十月十八日から平成

十九 払込期日

平成十七年十月二十五日